

太田市ファミリー・サポート・センター事業及び太田市ママヘルプ事業利用料等減免助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第60号

太田市ファミリー・サポート・センター事業及び太田市ママヘルプ事業利用料等減免助成金交付規則の一部を改正する規則
太田市ファミリー・サポート・センター事業及び太田市ママヘルプ事業利用料等減免助成金交付規則（平成30年太田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「援助外出費」を「交通費」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

事業名	減免したもの	助成限度額
1 ファミリー・サポート・センター事業	(1) 利用料	最初の1時間までは500円。以後30分までごとに250円(太田市ファミリー・サポート・センター運営事業要綱(平成24年4月1日太田市制定)第5条第1項第3号に掲げる援助のみの利用にあっては、最初の1時間までは300円。以後30分までごとに150円)
	(2) ひとり親家庭の母等の育児の援助に係る交通費	児童1人当たり1回につき200円
	(3) ひとり親家庭の母等の育児の援助に係る食事費(ミルク代及びおやつ代を除く。)	児童1人当たり1回につき200円
2 ママヘルプ事業	(1) 利用料	3回目まで 平日にあっては、1時間当たり1,000円。土曜日、日曜日及び祝日にあっては、1時間当たり1,100円
		4回目以降 1時間当たり500円
	(2) 交通費	サービス利用者1人当たり1回につき300円

様式第 1 号中「氏名
」に改める。

⑩」を「氏名

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。